

平成21年4月30日

(9:00現在)

三重大学学生、教職員及び全ての関係者 各位

新型インフルエンザ対策本部

本部長 内田 淳 正

海外渡航及び帰国時の留意点について（重要）

4月30日未明、世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ5に引き上げました。すでに、学生・教職員の海外渡航については自粛の検討をお願いしたところですが、やむを得ず渡航される場合、また、これから帰国される場合には、下記の点に十分留意して行動されるようお願いいたします。

記

1. これから渡航する場合

- ① まずは、新型インフルエンザ発生国及びその疑いのある国への渡航は延期又は自粛して下さい。
(外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- ② 私用の旅行も含めて、やむを得ず海外渡航する際は、必ず所属部局の事務担当チームに届け出て下さい。
- ③ 移動中のマスクの着用、手洗いの励行など感染予防に注意して下さい。

2. 海外滞在中の対応について

- ① 外務省及び在外公館からの情報・指示に従い、渡航先で感染が発生した場合には最寄りの在外公館に滞在先を連絡して下さい。また、実習（留学）の中止、緊急帰国の指示があった場合には速やかに指示に従って下さい。
- ② 留学・実習等で滞在中に体調不良を認めた場合は、実習（留学）先責任者に相談し、医療機関での受診、本学窓口教員等への連絡を行って下さい。
- ③ 渡航先から新型インフルエンザ発生国及びその疑いのある国へ立ち寄りたり経由しないで下さい。

3. 帰国時の対応について

- ① 新型インフルエンザ発生国（経由を含む）及びその疑いのある国からの帰国者については、帰国後10日間は自宅で待機(就業禁止)して下さい。
- ② 帰国した際及び帰国後10日以内の健康状況について、所属部局の事務担当チームへ連絡して下さい。発熱や咳などインフルエンザの症状が見られる場合は、保健所へ連絡の上、感染症指定医療機関等において、診察を受けて下さい。